

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2025年2月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコパビル4階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

1月は毎年多くのお客様にお会いします。今年もそうでしたが、2月以降も素晴らしい出会いを求めて極寒の中で出かけたものです。梅の便りが待ち遠しいですね。どうか皆様ご自愛ください。

さて今回は任意後見と法定後見の違いについてのお話ですが、ここ数年ようやく任意後見のご相談が増えてきたように思います。制度発足からまもなく25年、四半世紀経つにはびっくりです。

任意後見はしっかりしている人の終活の後見制度と位置付けて考えるとわかりやすいのですが、実は落とし穴があるのも事実です。本人の意思を最大限に尊重できるのが任意後見の特長といえますが、裏を返すと任意後見人できないことがある、ということにもなるのです。結局のところ本人保護になるのかどうか、見極めた上で制度利用を検討する必要があるでしょう。

契約したら安心してその内容を忘れてしまうということもよくあります。監督人が必ずつくということも、知りませんでしたと契約後何年も経ってから驚かれることが歯痒くてなりません。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

◆◆◆任意後見制度と法定後見制度の違い◆◆◆

すでに何度か任意後見制度について説明しているため、制度の概要については、判断能力があるうちに将来に備えてあらかじめ自分で後見人を選び任意後見契約を結んでおく制度であるにご理解いただいているかもしれませんが、しかし、実際に判断能力が不十分となり任意後見契約の効力が発効してみると、法定後見制度との細かい違いが見えてきます。今月はその違いを比較しながら説明したいと思います。

★家庭裁判所への申立てについて★

法定後見制度は本人の判断能力が衰えたときに後見等開始の申立をするのに対し、任意後見制度は任意後見監督人の選任を申し立てます。また、申立てできる人にも違いがあり、法定後見制度は本人、配偶者、四親等以内の親族、市町村長などですが、任意後見制度は本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見人です。

★後見人の権限★

法定後見制度の場合、代理権については成年後見人の場合、財産に関するすべての法律行為に認められています。任意後見制度の場合は任意後見契約で定めた範囲です。尚、同意権は成年後見人にも任意後見人にも認められていません。保佐人・補助人については2023年6月号のNo.40を参考にしてください。

そして取消権についてですが、法定後見制度では認められているのに対し、任意後見制度では認められていません。そのため、任意後見制度では判断能力が衰え発効している状態であっても、本人は不動産の契約を含めたあらゆる契約を結べようということに注意しなければなりません。

★後見監督人の選任★

法定後見制度では必要に応じて選任されます。任意後見制度では監督人が選任されることが発効の条件です。

IKUKO



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★

国松司法書士法人
新アカウントで
きました!!
どうぞよろしく☆

